第五期決算公告

平成二十二年二月二十八日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	二九九、四八五
固定資産	三八、二二七
合計	三三七、七一二
負債及び純資産の部	
流動負債	五八、六六四
固定負債	二四、一〇〇
株主資本	二五四、九四八
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	一〇〇、〇〇〇
資本準備金	一〇〇、〇〇〇
利益剰余金	五四、九四八
その他利益剰余金	五四、九四八
（うち当期純利益）	（一四、八四二）
合計	三三七、七一二

平成二十二年五月二十八日

東京都港区港南二丁目一六番一号

大東コーポレートサービス株式会社

代表取締役社長　山﨑　亨

第三期決算公告

平成二十二年二月二十八日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	一、〇〇八、四二四
固定資産	三〇八
合計	一、〇〇八、七三二
負債及び純資産の部	
流動負債	七八七、五八二
株主資本	二二一、一四九
資本金	二五、〇〇〇
資本剰余金	二五、〇〇〇
資本準備金	二五、〇〇〇
利益剰余金	一七一、一四九
その他利益剰余金	一七一、一四九
（うち当期純利益）	（一四三、五五五）
合計	一、〇〇八、七三二

平成二十二年五月二十八日

東京都港区港南二丁目一六番一号

ハウスリーブ株式会社

代表取締役社長　吉住　洋文

第二十九期決算公告

平成二十二年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	九五四、一七六
固定資産	五七、五四九
合計	一、〇一一、七二五
負債及び純資産の部	
流動負債	三一二、三二〇
固定負債	一七、四六四
株主資本	六八一、九四一
資本金	二〇、〇〇〇
利益剰余金	六六一、九四一
利益準備金	五、〇〇〇
その他利益剰余金	六五六、九四一
（うち当期純利益）	（一三一、四八四）
合計	一、〇一一、七二五

平成二十二年五月二十八日

大阪市東淀川区西淡路四―二四―七

株式会社三社エンジニアリングサービス

取締役社長　四方　英生

配当公告

東京都新宿区河田町三―五一―九〇七

破産者　亡藤井正博相続財産

右の者に対する東京地方裁判所平成二十一年（フ）第一二九一〇号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二六六、一〇八、三一七円

一、配当することのできる金額

金五四、二八五、八四九円

平成二十二年五月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング二三階二三一一区

破産管財人　岡　正晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市久能八五三番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清水　博明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

事務所茨城県古河市中央町二丁目三番五〇号いばらきＩＴ人材開発センタービル四階

相続財産管理人　弁護士　志村　和俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県東金市東金四一九番地、最後の住所千葉県長生郡白子町福島一二四番地二〇

被相続人　亡　杉野　雅美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮二八二一番地一　片岡ビルＣ　上総一宮司法書士事務所

相続財産管理人　小池　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印西市小倉台二丁目二番地、最後の住所千葉県印西市小倉台二丁目二番地一棟七〇九号

被相続人　亡　高木　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

事務所千葉県千葉市中央区中央四丁目一二番一号　ＫＡ中央ビル四階　菊地秀樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市萩原六九一番地一、最後の住所静岡県御殿場市萩原六九一番地の一

被相続人　亡　堀内　とら

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

事務所東京都千代田区九段北一―四―七悠山九段ビル三階Ａ青柳法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青柳　周

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区宮加三六六四番地、最後の住所静岡県静岡市清水区築地町八番二三号

被相続人　亡　早川　辰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル五階名古屋第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙梨　基子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口六七〇番地三、最後の住所和歌山県紀の川市貴志川町北八〇二番地　被相続人　亡　武本キヌ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

和歌山市美園町五丁目一番地の二新橋ビル六階

相続財産管理人　弁護士　由良　登信

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

静岡市葵区呉服町一丁目一番一四号　まどか法律事務所

相続財産管理人　青島　伸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市小池町一一二番地、最後の住所名古屋市中川区伏屋一丁目二二一番地

被相続人　亡　今泉　行弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル五階名古屋第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙梨　基子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口六七〇番地三、最後の住所和歌山県紀の川市貴志川町北八〇二番地　被相続人　亡　武本キヌ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

和歌山市美園町五丁目一番地の二新橋ビル六階

相続財産管理人　弁護士　由良　登信

第19期決算公告　平成22年5月26日

東京都渋谷区神南一丁目20番8号

チャコット株式会社

代表取締役社長　山田　博明

貸借対照表の要旨（平成22年2月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,397
	固定資産	1,921
	合計	6,318
負債及び純資産の部	流動負債	1,349
	固定負債	305
	株主資本	4,663
	資本金	400
	資本剰余金	1,350
	（資本準備金）	(1,350)
	利益剰余金	2,913
	（利益準備金）	(61)
	（その他利益剰余金）	(2,852)
	合計	6,318

(注)　当期純利益　188百万円